

陳 情 文 書 表

令 2 陳 情 第 1 4 号	令 和 2 年 5 月 2 6 日 受 理
件 名	臨時休校における小・中学生の学習の支援を求める陳情
陳 情 者	秦野市渋沢一丁目 2 1 番 1 7 号 磯 辺 友 里
陳 情 の 要 旨	
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休校が 3 月 2 日に始まり、5 月 3 1 日まで延長となりました。このままでは、子どもたちの学習面の指導などにおいて、秦野市としての体制が統一されず、学校単位での対応となり格差が生まれることも考えられます。また、6 月から学校が再開されるとのことですが、今後、今回のような事態が起きることも考え、今から体制を整備しておく必要があると考えます。</p> <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自宅にしながら学習をサポートできる環境を整備すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 動画配信で子どもの学習をサポートする。 小学生に関しては、新しい単元を大人のフォローなしにきちんと理解するのは難しいと考える。課題についての動画を各学校の先生が作り、ホームページなどに掲載する（渋沢小学校では実施されている。）。 (2) オンライン授業をする。 松田町においては、5 月 1 8 日よりスタートしている。 2 自宅にしながら学習をサポートする場合において、インターネット環境の整備をすること。 動画配信での学習サポートやオンライン授業をする場合、全ての子どもにインターネット環境が整っているとは限らないので、タブレットやポケット W i - F i の無料貸出をする。 3 上記の 1 ができない場合は 1 日 1 時間でも登校し、子どもたちの生活リズムを整えること。 毎日登校しその日の課題をもらい、自宅で学習し翌日提出する。特に小学生は、新しい単元を大人のフォローなしにきちんと理解するのは難しいと考えるので、小学校においては、担任の先生からその日の課題の指示を仰ぐこととする。 	